

平成28年度第1回 小平市入札等監視委員会 次第

- 1 総務部長挨拶
- 2 事務局職員紹介
- 3 抽出案件の審議
 - (1) 総合評価方式案件
 - ① 小平都市計画道路3・4・23号線街路築造工事(小川町1丁目地内その2)
 - ② 小平都市計画道路3・4・23号線街路築造工事(上水新町1丁目地内)
 - ③ 小平市立小平第十二小学校プール更衣室等整備工事
 - (2) 小口委員長抽出案件
 - ① 避難所等取付管耐震化工事
 - ② 小平市公共施設太陽光発電設備導入可能性調査業務委託
 - ③ デジタル移動系防災行政無線FAX購入
 - (3) 今井副委員長抽出案件
 - ① 避難所等取付管耐震化工事
 - ② 小平市立小平第五小学校増築工事基本設計等業務委託
 - ③ 小平市立中学校パソコン教室及び校務用パソコン等賃貸借(H28.1)
 - (4) 池畑委員抽出案件
 - ① 旧小平市立仲町公民館解体工事
 - ② 女性のための再就職支援事業に係る業務委託
 - ③ 市内文化財・遺跡周知マップ等整備業務委託
 - ④ 防災エアーマット購入
 - ⑤ 災害救助用毛布購入
- 4 閉会

資料

- 資料1 審議案件の工事・業務内容等について
- 資料2 各委員からの質問事項への回答

各委員からの質問事項への回答

目 次

小口委員長抽出案件

- 1 小平都市計画道路 3・4・23 号線街路築造工事(小川町 1 丁目地内その 2)
について . . . 1
- 2 小平都市計画道路 3・4・23 号線街路築造工事(上水新町 1 丁目地内)
について . . . 1
- 3 小平市立小平第十二小学校プール更衣室等整備工事について . . . 2
- 4 避難所等取付管耐震化工事について . . . 2
- 5 小平市公共施設太陽光発電設備導入可能性調査業務委託について . . . 3
- 6 デジタル移動系防災行政無線 FAX 購入について . . . 3

今井副委員長抽出案件

- 1 小平都市計画道路 3・4・23 号線街路築造工事(小川町 1 丁目地内その 2)
について . . . 6
- 2 小平都市計画道路 3・4・23 号線街路築造工事(上水新町 1 丁目地内)
について . . . 6
- 3 小平市立小平第十二小学校プール更衣室等整備工事について . . . 6
- 4 避難所等取付管耐震化工事について . . . 7
- 5 小平市立小平第五小学校増築工事基本設計等業務委託について . . . 7
- 6 小平市立中学校パソコン教室及び校務用パソコン等賃貸借 (H28. 1)
について . . . 8

池畑委員抽出案件

- 1 小平市立小平第十二小学校プール更衣室等整備工事について . . . 9
- 2 旧小平市立仲町公民館解体工事について . . . 9
- 3 女性のための再就職支援事業に係る業務委託について . . . 10
- 4 市内文化財・遺跡周知マップ等整備業務委託について . . . 11
- 5 防災エアーマット購入について . . . 12
- 6 災害救助用毛布購入について . . . 12

質問事項への回答について(小口委員長)

1 小平都市計画道路3・4・23号線街路築造工事(小川町1丁目地内その2)について

(1) 本工事は、工事変更が極めて多い工事である。契約締結前に地域住民及び関係機関と事前に調整できなかつた理由はなにか。特に現場確認の結果、車両の出入りに支障が生じ、そのための工事によって工期まで延長になっていることなどは、今後の工事計画と契約のあり方を再精査することが必要となる。

(回答)

詳細設計が組めていない段階においては、沿道住民や関係機関との緻密な調整を行うことが難しい状況です。

また、工事発注段階においては、現地調査と地元住民や関係機関との調整を基に設計を行っておりますが、工事が進む中で新たに地元住民や関係機関との再調整や要望を取り入れる必要が生じたものについて、設計変更で対応したところです。尚、工期の延期については受注業者と協議を行い、変更内容に見合った期間を設定しております。今後とも、変更の少ない工事発注を行うために、職員を研修に参加させ、技術向上を図りながら適正な設計に努めてまいります。

(2) 本工事落札者の入札価格に消費税を加えると丁度予定価格となるが、こういった偶然は以前にもあるのか。本契約が小平市の契約事務規則にのっとり適切に行われた結果であれば特にない。

(回答)

予定価格は、東京都の積算基準等により、工事担当課が算出しており、一方事業者も仕事を取ろうとぎりぎりの中で他者を意識しながら価格を積算している、それが今回、偶然に価格が一致したということと考えている。なお、予定価格の内訳額(直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費)については予定価格と事業者の積算内訳額では異なっています。

また、これまでの総合評価一般競争入札では、予定価格と同額で事業者が落札したケースはありません。

2 小平都市計画道路3・4・23号線街路築造工事(上水新町1丁目地内)について

(1) 本工事も1,と同様に変更の多い工事であり、なぜ、このように変更が多くなったのか、その理由を明確化されたい。

(回答)

1と同様の趣旨となりますが、今後とも変更の少ない工事発注を行いたいと考えております。

3 小平市立小平第十二小学校プール更衣室等整備工事について

(1) 体育倉庫のバリケードの死角や現場確認によって発見した門柱の倒壊危険などを事前に改修したことは評価するが、今後、当初の設計を多面的な視点に立って慎重に進めることを検討されたい。設計変更は必要によってはしなくてはならないが、コストがかかることであり、その取扱いはもう一步慎重でありたい。

(回答)

設計にあたっては、施設管理者に事前に十分な説明を行うと共に、多角的な視点に立った計画を行います。また、設計変更についても、門柱の倒壊など危険性のあるものは、主管課と相談し、早急な判断をしていく必要があるが、そうでない内容については、慎重に行います。

4 避難所等取付管耐震化工事について

(1) 取付管の材料は、どんな材質を使用しているのか。

(回答)

既存の取付管は陶器製であり、その内面を被覆することで耐震化を図っています。

その手法については、樹脂を浸み込ませた材料(ガラス繊維等)を、既設管内に挿入し、光(紫外線)や熱(蒸気)で硬化させて更生するものです。

(2) 入札結果報告書を見ると6者のうち、1回目で1者が不参加、2回目の入札で3者が辞退という極めて不透明な結果となっている。この理由は何か。また、2回目で、参加事業者が1者になったにも関わらず3回目の入札を行い、その後、不調による随意契約となっている。この背景を具体的に説明してほしい。

(回答)

2回目の辞退の理由は、1者が積算見積額が1回目の最低入札金額と合わないため、意思表示をして辞退したものであり、残り2者についても同様の理由が考えられます。

小平市の【電子入札案件用】競争入札参加者心得第18条(再度入札)第2項において、再度入札の回数は、原則として2回以内としており、3回目の入札でも予定価格を上回る札入れとなっていて、結果、事業者と協議を2回行って、初めて予定価格の範囲内で随意契約できたものである。

5 小平市公共施設太陽光発電設備導入可能性調査業務委託について

(1) 本契約の入札では、6 者のうち 4 者が参加しなかったが、想定される理由は何か。

(回答)

過去に類似する案件の実績が確認できた事業者を指名したが、3 者については、実施する体制がとれない、1 者については、辞退理由の提出がないため、理由は不明ですが、他者と同様の理由が考えられます。

(2) 素朴な質問だが、近年、ゴルフボールぐらいのヒョウが降っている。太陽光のパネルはこのような異常気象にも構造的には対応できるのか。

(回答)

小平市でも近年、ゲリラ豪雨や大雪、ヒョウなど、異常気象の影響と思われる現象がございましたが、それによって公共施設に設置した太陽光パネルが被害を受けたという報告はございません。

(3) 調査結果によるものと思うが、充電された電力は売却するのか、それとも市内の公共施設で活用していくのか。

(回答)

市では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地方公共団体実行計画を策定し、市の事務事業から発生する温室効果ガスの削減に努めています。こうしたことから、基本的には太陽光発電システムによって発電した電力は、当該施設で使用する方向で事業を進めております。

(4) 仕様書の 5 に施設内外の立ち入りについては、市と充分協議するとは記載はされているが、消防団詰所などは消防ポンプ車など災害時に必要な重要備品が格納されている。したがって、こういった施設の立ち入りは、担当職員の同行などによってより安全が確保されるべきではないか。

(回答)

現地調査の際には、担当職員が同行し、鍵の開閉を行い、必要最小限度のエリアへの侵入にとどめるなど、安全の確保を徹底いたしました。

6 デジタル移動系防災行政無線FAX購入について

(1) 平常時の利用に認知症高齢者の検索活用などを工夫してほしい。とくにこの設備は静止画を送信できる特徴があり上記の者の検索には有効とされている。

(回答)

当該デジタル移動系防災行政無線 FAX につきましては、災害時には避難所となる市立小・中学校等に設置しているもので、主に災害発生時における次の情報通信連絡用として設置しているものです。

- ①緊急初動要員からの被害状況等の報告
- ②避難所が開設された場合の避難所と災害対策本部の間での必要物資の要請
- ③防災機関相互の情報通信連絡

以上のことから、平常時においては、設置しております学校等において利用していただく以外は、他の業務での使用は想定しておりません。

(2) 本機種は、契約締結事業者以外にはつくられていないものか。随意契約の理由を明確にされたい。

(回答)

現在の防災行政無線ではない他のメーカーの機材を使用するためには、変換ソフトが必要となる他、障害が発生した場合には数者による対応が必要となるなど、より経費と時間がかかること及び機器の信頼性やメンテナンスのスピードを確保するため、次の特命随意契約理由書に記載した理由から、合理的に判断をしたものです。

(1) 平成22年度にデジタル移動系防災行政無線設備設置工事にて、親局設備及び各移動局設備を、電波法の改正に伴い、アナログ方式からデジタル方式に対応した機器へ入れ替した。また、避難所での情報連絡態勢を整備し、迅速かつ的確な応急対策活動を実現するため、避難所として指定している小中学校27校及び元気村おがわ東及びその他の公共施設のうち、小学校19校と元気村おがわ東に、デジタル移動系防災行政無線FAXを設置した。

現在使用しているデジタル移動系防災行政無線システム及びデジタル移動系防災行政無線FAXは、日立国際電気が設計製作をしており、今年度設計製作する設備は、そのシステムに登録して同様に使用できなければならない。その登録に際し、現在運用中の設備やその他装置に影響を与えないことはもちろん、既設設備と同様の設定登録ができなければならない。

(2) デジタル移動系防災行政無線システムは通信を行う際、基地局から統制局制御装置を介して行うため、これらの設備と移動局の信号方式(レベル、タイミング等)が一致している必要がある。しかし、移動局とFAXアダプタ

間の信号方式やインターフェースは一部独自の設計によるため、異なるメーカー間の接続には一部互換性がない部分があり、FAX通信回線が接続できない等の支障をきたす場合がある。既設設備とは異なるメーカーがこの機能を実現するためには、既設システムの信号方式やインターフェース等を解析した上で、ソフト改修が必要になるため、既設納入メーカー以外では膨大な時間と経費がかかるため、実質的に困難である。仮に他メーカーと共存させた際に障害が発生した場合、修理対応は既設設備納入メーカーと新規機器納入メーカーとの切り分けに時間がかかり長期間にわたり運用が停止する危険性がある。(故障の原因が電波発信側、受信側の切り分けが困難)したがって、他メーカーとの共存は実質的に困難である。

(3) デジタル移動通信系システムの既設納入メーカーは、市の無線機配備の管理、関東総合通信局への免許申請・定期検査・再免許申請及び保守点検など統一的な維持管理体制が確保される必要がある。メーカーは通常、自社製品以外保障は行わないため、他社納入製品を含め総合的にシステムを保証することが困難である。よって平常時はもとより非常災害時における機器の信頼性を保つことができない。

質問事項への回答について(今井副委員長)

1 小平都市計画道路3・4・23号線街路築造工事(小川町1丁目地内その2)について

(1) 技術点の順位付けが間違っているのでは。今回は点数差が大きいので順位も明白だが、落札業者を決定するにあたり最も重要なところでもあるので細心の注意を払うべきではないか。

(回答)

総合評価については、はじめに技術評価資料を提出していただき、最後に価格の札を入れていただくが、今回の技術点の順位の表示については、価格の札を入れる直前に辞退したのものも含めた順位表示となっていました。今後は、辞退者については含めない順位表示といたします。

なお、落札業者を決定するにあたっては、価格点と技術点の点数の合計点が最も高い事業者としているため、事業者決定には誤りはありません。

2 小平都市計画道路3・4・23号線街路築造工事(上水新町1丁目地内)について

(1) 落札業者は、過去7年間で同種1/2以上の工事实績があるが、過去の工事成績評価基準が0点となっている。今回の工事を委託して大丈夫なのか。

(回答)

4年前に小平市発注の工事で実績があり、履行成績も良好で問題はないと考えています。

3 小平市立小平第十二小学校プール更衣室等整備工事について

(1) 工事伺書記載の工事概要及び工事概要の記載には、「道路拡幅工事に伴う倉庫等の撤去新設」となっているが、拡幅する道路は学校用地の東側であり、撤去新設するとして列挙された倉庫等は学校用地西側にある。そうすると「道路拡幅工事に伴う」撤去新設と言えるのか。

(回答)

学校東側道路の拡幅により学校東側外構の整備を行う必要が生じたことを契機として、学校グラウンド周囲にある外構・倉庫類を全体的に整備する計画を平成24年度に立てました。

本工事は上記計画の一環として行ったものです。

4 避難所等取付管耐震化工事について

(1) 落札業者以外の全事業者が、2回目以降の入札を辞退又は不参加となっている。落札業者についても最終的には不調により随意契約となっているが、予定価格が低すぎることはないか。

(回答)

本工事は、管内部を被覆する更生工法での施工でしたが、指名された事業者のうち落札者以外は実績が少ないため、積算が困難となり辞退又は不参加になったと想定されます。

予定価格（設計金額）については、東京都多摩地区下水道事業積算施工適正化委員会の積算基準に基づき設計し、単価については下水道局の単価を使用し積算しています。

なお、参考として下見積もりを徴収しており、市の設計金額を下回るものもあったため、予定価格の設定は適正であると判断しました。

(2) 今回契約変更があり、既設管の破損が顕著で施工が困難な箇所につき別工事で対応することとなったが、その別工事については別入札の案件としているのか。それとも今回の落札業者との請負契約なのか（→既設管調査を行っている今回の落札業者が行うのがスムーズかと思われるため）。

(回答)

別工事で対応した箇所は、落札業者とは違う事業者で修繕工事として発注しました。

その理由としては、破損の状況から至急に開削工法で対応する必要がありましたが、落札業者に確認したところ、施工の手配に時間を要するため対応が困難であるとのことでした。

そのため、落札業者とは別の事業者での対応となりました。

5 小平市立小平第五小学校増築工事基本設計等業務委託について

(1) 委託業務内容に、校舎4階の図書室と準備室の間仕切り壁を撤去とあるが、工事に着手する時点では該当箇所は図書室として使用されていないようであるが、確認済みか。

(回答)

工事に着手する平成28年度の時点では算数教室として使用しております。

ただし、設計委託を入札に出す平成27年度の時点では、図書室及び図書準備室として使用しておりました。

(2) 現地調査については仕様書及び委託特記事項にも明記されていないが、小学校への立ち入りはいつでも自由に行っていたのか。

(回答)

現地調査につきましては、設計業者が副校長に電話連絡をして日程・時間調整を行った後、立ち入り・調査等を行っておりました。

6 小平市立中学校パソコン教室及び校務用パソコン等賃貸借(H28. 1)について

(1) 仕様書の9に列挙された工事対象拠点には小学校も含まれるが、今回は中学校だけではないのか。

(回答)

主に中学校パソコン教室のパソコン等の更改による賃貸借ですが、センタ設備更改も含んだ内容となっております。そのため、「こげらネット」に接続している全小中学校に対して、サーバの設定変更、調整を行う必要が生じることから、小学校も工事対象拠点となるものです。

(2) 5年契約だが、プリンターについては現在使用中のものが6年間の保守となっているようである。6年経過後に入れ替えるのか。

(回答)

一部のプリンターにおいては、同額で5年間もしくは6年間のメーカー保守点検の期間を設定ができるものがある。今回の賃貸借契約は5年契約であるが、今後当該プリンターは再リースの可能性もあり、5年間の保守期間と同額であることから、保守期間を6年間として設定しています。

質問事項への回答について(池畑委員)

1 小平市立小平第十二小学校プール更衣室等整備工事について

(1) 都市計画道路3・4・23号線の整備に伴い、第十二小学校東側学校用地が道路用地になり、平成24年度より給食棟の建て替え工事・外構の整備が必要になりました。平成27年度にずれ込み完成の予定ですが、具体的にはどのような大規模工事をしたのかその内容について具体的に教えてください。

(回答)

平成26年度初旬に給食室改築工事、平成26年度中旬から下旬に都市計画道路拡幅に影響のある敷地東側の建築工事と外構工事を行い、平成27年度に敷地西側の建築工事を行いました。

平成27年度に行った工事は、プール更衣室、プール機械室、体育倉庫、石灰庫などの小規模な建物の建て替えやジャングルジムの設置で、建物の老朽化や道路拡幅に伴い敷地を有効利用する為の再配置によるものです。

(2) 今回の工事で主な改修工事は終了しましたか。

もし来年以降にもずれ込むようであればどこの箇所か教えてください。

(回答)

平成27年度の本工事をもって、終了いたしました。

平成28年度以降は工事の予定はございません。

(3) 総合評価方式による落札者決定基準で、落札された企業は25/46点という評価点が低いように思われますが、その点について2名の学識経験者の先生のご意見はありましたか。

(回答)

学識経験者からは、落札者決定時に改めて意見を聴く必要がないと回答を得ているため、意見を聴取しておりません。

2 旧小平市立仲町公民館解体工事について

(1) 10の事業者が入札申込をしておきながら実際には書類等の不備で最終的に3者になった理由をわかる範囲で教えてください。

(回答)

現場代理人が不在・・・3者

他工事と調整がつかない・・・1者

大型重機での解体でないため、対応不可・・・1者

理由なし・・・1者 不参加・・・1者 となっております。

(2) ひき家・解体となっておりますが、歴史的価値のあるものをひき家にしたと思う理由と、どのような工事内容であったのかについて説明してください。

(回答)

解体工事は、東京電子自治体共同運営の業種区分では、「ひき家・解体」になるが、本工事は、公民館の解体工事のみであり、ひき家工事は行っておりません。

(3) 歴史的価値のあるものの保存に関する判断基準はありますか。

(回答)

文化財の認定基準としては小平市文化財指定基準がありますが、これはあくまでも指定の基準であり、明文化された判断基準にあたるものはございません。

今回の旧小平村役場門柱の保存に関しましては、現時点では指定を考えているものではございませんが、はめ込まれている銘板の文字から、昭和17年(1942)に太平洋戦争開戦1周年を記念して、当時の村長の名で設置されたと思われる点で、貴重な歴史資料になると考えられるところから、文化財担当が保存を要望したものでございます。

同様の例としましては、喜平町みどり公園内にある陸軍境界石がございます。これらは地域の歴史や文化を考える上で重要な資料であり、かつ代替の利かない資料であります。このような資料については今後とも積極的に保存を行い、その中でさらに貴重なものについては指定を検討していくこととなります。

3 女性のための再就職支援事業に係る業務委託について

(1) この事業は東京都の「人作り・人材確保支援事業」に設定されている「労働力確保事業」を活用して実施するものとありますが、どのくらいの年齢層が多いですか。

(回答)

主に40～50代の方が参加しておりました。

(2) 過去にもこのような支援事業は実施されていますか。

(回答)

これまでの市の就労支援事業は、ハローワーク立川と連携した「こだいら就職情報室」の運営、就職面接会、面接対策などのセミナーを実施しておりますが、女性を対象にした就労支援事業などは取り組んでおりませんでした。

しかし、平成27年度から東京都の「人づくり・人材確保支援事業」が開始さ

れることになりましたので、この事業を活用し、市の課題の一つである「女性の活躍支援」を実施しようということになりました。

なお、平成28年度は地方創生加速化交付金を活用した「子育て中の女性の就労促進事業」を実施しますので、東京都の「人づくり・人材確保支援事業」を活用した事業は実施しません。

(3) 子育て中の女性も対象者に含まれると思いますか、保育施設は完備されていますか。

(回答)

今回、実施した事業は子育てが一段落した方を中心に募集した事業であったため、保育施設は完備しませんでした。

(4) 入札金額に相当の開きがありますがその理由について分かる範囲で教えてください。

(回答)

各事業者において想定している配置人数や経費の考え方により、開きが出たと考えられます。

4 市内文化財・遺跡周知マップ等整備業務委託について

(1) 市内全域の遺跡マップ・文化財マップは時々更新していると思いますが、何年ごとに作成しているのですか。

(回答)

遺跡マップは、今回が初めての作成です。今までは、東京都の遺跡地図を利用してきましたが、鈴木遺跡の国指定史跡化を推進する観点から、広く市民の皆様を知っていただけるよう作成をいたしました。

文化財マップは、文化財が新たに指定されたり、位置や現状の変更が生じマップの内容に合わなくなった際に更新を行っております。年次を定めた更新は行っておりません。

(2) 経年変化や名称変更などについて、修正箇所が出て来るとは思いますが、事業者がバラバラだとそのデータはどのように保存されているのですか。

(回答)

委託業者に電子データを作成させ、文化財担当で元データを一括管理しております。

修正が生じた場合、その記録を基にマップの作成を委託する形で行っておりますので、事業者が変更になっても影響はありません。

(3) 小平市の文化財保護に対する基準は最近見直されていますか。

(回答)

文化財保護条例、同条例施行規則の見直しは行っておりません。

5 防災エアーマット購入について

(1) 20の事業者が入札し、その金額もバラバラであります但其の素材等については問題ないのでしょうか。

(回答)

素材については、同等品として入札前に確認していますので、問題はないものと考えております。

(2) 防災エアーマットの備蓄はどのくらいあり、保管状態についても定期点検をされていますか。

(回答)

平成28年3月31日現在の備蓄数は、9,151枚でございます。また、定期点検につきましては、推奨使用期限の5年で買い換えることとなるため、その間は特に点検する予定はございません。

(3) 防災用品は全て購入ですか。レンタルなどはありませんか。

(回答)

災害時には、事業者も被災される可能性とともに、通信網の断絶や道路の通行も制限がされるため、物資の調達に時間がかかることが想定されます。そのため、食料や生活必需品については、安定した供給を図れるよう、購入にて必要な備蓄を行っております。

なお、高価で市として平常時に使用が見込まれないものにつきましては、必要に応じて、災害時協力協定を締結している民間企業から、レンタル等で提供していただくこととしております。

6 災害救助用毛布購入について

(1) 購入した毛布の備蓄は他にもあると思いますが、どのくらいの量がありますか。

(回答)

現在の総備蓄量は、15,747枚でございます。

(2) 今回購入した災害救助用毛布購入の仕様書で特に重要視している部分はどこですか。

(回答)

使用上の安全性、暖かさ、備蓄の容易性等を重要視しています。

(3) 毛布は消耗品ですが、何年ごとの入れ替えを基本とされていますか。

(回答)

毛布の洗浄や真空包装によるリパックは考えておりますが、入れ替えは考えておりません。